

【令和7年度】

浄化槽設置工事 補助制度説明書

合併処理浄化槽を設置する方への補助について、令和6年度はこの説明書の内容で行います。

対象となるのは、**令和7年4月1日以降に着工し、令和8年3月31日までに事業完了**となる合併処理浄化槽です。

※ 3月末までに市からの支払いを完了させる必要がありますので、原則として2月末までに工事完了し実績報告書を提出するものとします。

申請受付は、4月1日から（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）。

∞ し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を推進し、快適な生活と美しい環境をつくりましょう！！ ∞

1 家庭排水が河川汚濁の大きな原因

身近な川や水路の汚れが近年特に進んでいるのは、台所の排水など家庭からの排水が大きな原因になっています。これら家庭の台所や浴室等の生活雑排水とトイレのし尿を世帯ごと1カ所に集め、下水道と同等の処理水まで浄化するのが合併処理浄化槽です。

公共下水道や農業集落排水事業の処理区域以外の所では、川や水路の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及が望まれます。

2 合併処理浄化槽の設置工事に補助

上山市生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その普及を図っています。

対象となるのは、住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む）等の施設に合併処理浄化槽を設置する場合です。

補助金の額は、人槽規模ごとに補助金限度額を定め、予算の範囲内で交付します。

3 補助対象区域

公共下水道及び農業集落排水の事業計画に定められた処理区域以外を基本としますが、上山市生活排水処理基本計画に基づき、補助対象区域（地区）は概ね次のとおりとなります。

地 区 名	
本庁地区	金瓶の一部
西郷地区	川口、阿弥陀地の一部
本庄地区	三上の一部、皆沢の一部、檜下の一部、赤山、柏木、金山
東 地区	久保川の一部、大門の一部、菖蒲の一部、古屋敷
宮生地区	宮脇、下生居、中生居、上生居、泥部
中川地区	薄沢の一部、永野、権現堂、小倉、棚木、蔵王、坊平
中山地区	中山1、中山2
山元地区	須刈田、狸森、元屋敷、菅、前丸森、入丸森、沼田、境、中ノ森

※ 上記のほか、公共下水道事業区域において、地形等の影響で下水管敷設が困難等の理由により浄化槽の設置が合理的で必要な区域でも、上記浄化槽区域と同等の補助が受けられます（令和5年度から）。

4 補助対象者

次の建物に合併処理浄化槽を設置し、かつ市税及び上下水道料金等の滞納がない方が対象となります。

（1）住宅等

（2）公共的な施設

但し、上記（2）の新增築を除く

5 補助対象浄化槽

「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合している合併処理浄化槽が対象です。

- 11人槽以上の場合は、カタログ等仕様内容がわかる書面の提出をお願いします。
- 市では環境配慮型浄化槽適合機種（別紙一覧表参照）の使用を推奨します。適合していない機種でも補助対象とします。

6 補助金の額

補助金の限度額は、下記のとおりです。

人 槽 規 模	補助金限度額
5人槽	705,000円
6～7人槽	883,000円
8人槽以上	1,176,000円

※ 浄化槽本体工事費の額等により異なります。

また、単独浄化槽又は汲み取り便槽からの転換事業の場合、上記に加えて宅内配管工事費に対しても補助する制度があります。

補助金の限度額は該当工事費の4分の3または30万円のいずれか低い額です。

7 補助対象となる工事費

（1）対象となるもの

- 浄化槽本体工事費
浄化槽本体（放流ポンプ一体型含む）、掘削、基礎、埋め戻し、設計費、管理費、重機運搬費、ブロワ設置等、単独浄化槽の掘削経費（同場所に新浄化槽を設置する場合）

（2）対象とならないもの

- 単独浄化槽の処分費、配管工事費、トイレ改修費等、浄化槽本体と分離している放流ピット及び放流ポンプ。

（3）宅内配管工事費補助の対象となるもの

単独浄化槽又は汲み取り便槽からの転換による合併浄化槽設置で次のとおり

① 対象となるもの

- 転換事業に係る流入管、升、側溝までの排水管（地下浸透設備含む）、既設配管の撤去

② 対象とならないもの

- 転換事業と関係ない配管工事、宅内に設置された排水器具

8 手続き方法

合併処理浄化槽を設置するときは、工事着工の10日前までに設置届出書（建築確認申請を伴う場合は設置調書）を提出しなければなりません。

合併処理浄化槽の補助を受ける場合は、さらに次の手続きが必要になります。

（1）補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書に設置届出書（設置調書）及び工事費内訳書（見積書）などの書類を添付して提出します。

（2）交付決定通知書の交付

市は、申請内容を審査し、補助金の交付決定を通知します。

◇ 工事期間内の合併処理浄化槽を埋め込みする直前に、市の係員による現場確認を行います（**中間検査**）。

（3）実績報告書の提出

工事完了後、工事写真や精算書などの書類を添えて実績報告書を提出します。

◇ 市は、完成確認検査を行い、補助金を交付します。

9 受付期間

申込書の受付期間は、次のとおりです。（基数に達しない場合は随時受付）

受付期間 4月1日から（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）予算額に達したときは、その時点で申込受付を一旦終了します。

10 関係書類

（1）補助金交付申請時（浄化槽法の手続き含む）に必要な書類は次のとおりとする。

なお、建築基準法に基づく審査を終えている場合は補助金申請用の1部のみと、浄化槽設置届出書に代えて「し尿浄化槽設置調書」の写し及び「受理した確認済証」の写しを提出すること。

- ① 補助金交付申請書（1部）
- ② 浄化槽設置届出書（3部）※確認申請済の場合は、し尿浄化槽設置調書の写し
- ③ 浄化槽設置に係る誓約書（3部）
- ④ 法定検査申込書（3部）
- ⑤ 認定シート（別添仕様書等も含む）（3部）
- ⑥ 申請箇所の地図（3部）
- ⑦ 平面図（3部）
- ⑧ 配置図（3部）排水箇所～浄化槽～放流先までの経路を朱書き表示すること。
- ⑨ 見積書（補助対象外も含む全体工事費分及び補助対象のみの本体工事分の各1部）
- ⑩ 宅内配管補助を受ける場合は、その見積書も別綴として提出すること。
- ⑪ 登録書（全国浄化槽推進市町村協議会）（1部）

- ⑫ 登録浄化槽管理票C票（1部）B票の添付は要しない。
- ⑬ 保証登録書（全国浄化槽団体連合会）（1部）※後日提出可
- ⑭ 浄化槽設備士免状の写し（1部）
- ⑮ 浄化槽設置工事請負契約書写し（1部）※後日提出可
- ⑯ 市税の未納がない証明書（原本1部）
- ⑰ 着工前写真（既存の住宅の汲み取り便槽又は単独浄化槽設置箇所を含むもの）
かつ（既存浄化槽がある場合）既存浄化槽の単独・合併がわかる書類又は写真
- ⑱ 相手方登録申請書
- ⑲ （浸透設備を使用する場合）地下浸透方式に関する申告書及び関係書類

（2）実績報告書提出時に必要な書類は次のとおりとし、各1部提出すること。

- ① 実績報告書
- ② 工事費精算書及び内訳書
- ③ 納品書の写し
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 工事施工監督チェックリスト
- ⑥ 浄化槽維持管理及び清掃委託契約書の写し
- ⑦ 工事写真（浄化槽設置前のべた基礎、支柱の鉄筋スパンや、埋め戻し用砂の状態、浄化槽の型番が分る写真も添付のこと）
この他、適宜次の書類も提出する。
- ⑧ 使用開始届
- ⑨ （壊した既存浄化槽がある場合）廃止届※既に提出済みの場合は不要
- ⑩ 平面図（申請時から変更した箇所がある場合のみ、変更後図面）

1 1 その他

（1）建築基準法に係る事務

建築基準法第6条第1項の規定に基づき、設置者は、確認申請に建築基準法施行細則に定める、し尿浄化槽設置調書正副3部を添えて上山市建設課（建築担当）又は民間指定確認検査機関に提出する。

- a 浄化槽法第13条第1項の規定による型式認定の浄化槽にあっては認定シートの写し、その他の浄化槽にあっては平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び処理工程図
- b 建築物配置図（浄化槽の設置位置が示され、かつ浄化槽に流入するまでの管路と浄化槽からの放流経路、放流先が朱書きで示されていること。）
- c 付近の見取図（住宅地図のコピー等）
- d 法定検査申込書
- e 浄化槽設置に係る誓約書（原本）

※ 補助制度を活用する場合は、この手続きに加え、上下水道課で別途申請手続きが必要です。

（2）浄化槽法に係る事務（補助制度を利用しない場合でも必須）

浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、設置者は、上山市長（横戸長兵衛）及び山形県

知事（吉村美栄子）あての浄化槽設置届出書を次の添付書類を添えて1部ずつ計2部作成し、上山市上下水道課（浄化槽担当）に提出する。

- a 浄化槽法第13条第1項の規定による型式認定の浄化槽にあつては認定シートの写し、その他の浄化槽にあつては平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び処理工程図
- b 建築物配置図（浄化槽の設置位置を表示し、かつ浄化槽に流入するまでの管路と浄化槽からの放流経路、放流先を朱書きで表示すること。）
- c 付近の見取図（住宅地図のコピー等）
- d 法定検査申込書
- e 浄化槽設置に係る誓約書（原本）

*** 浄化槽工事は、専門業者に**

浄化槽の工事を行うことのできる業者は、浄化槽設備士を配置し県知事の登録を受けている業者に限定されます。

*** 浄化槽についての窓口**

合併処理浄化槽の補助について、わからないことがありましたら、上山市役所上下水道課（下水道経営係：☎672-1111 内線177）までお問い合わせ願います。

様式第 1 号

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

上山市長 山 本 幸 靖 様

申請者 〃
住 所
氏 名
電 話 ー ー

浄化槽を設置するので、上山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお申請に当たり、要綱第 4 条の規定で定められた上下水道課における料金等の納付状況の閲覧について承諾します。

記

設 置 場 所	上山市	
従前の設備等 (該当するものに○)	1 浄化槽転換事業	単独処理浄化槽 ・ 汲み取り便槽
	2 新築 3 増築	単独・合併 (人槽 → 人槽) ・ 汲取
浄化槽の形式等	名称 認定番号 (形式名称) (人槽)	
建 物 の 種 類	1 専用住宅 m ²	
	2 併用住宅 (住宅部分の面積 m ² ・ その他の部分の面積 m ²)	
	3 その他 (名称 面積 m ²)	
着工予定年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
補助該当箇所における他の補助金交付の有無	1 有 2 無	

- 添付書類： 1 着工前の現況写真（特に汲み取り便槽で、それが確認できる写真）
2 浄化槽設置届出書又はし尿浄化槽設置調書の写し及びそれに添付する書類一式
3 浄化槽工事の見積書（浄化槽工事費及び宅内配管工事費の額が区分できるもの）
4 住宅等を借りている者は、所有者の承諾

別記様式第3号（第三条関係）

浄化槽設置届出書			
上山市長 山形県知事 殿		令和 年 月 日	
設置者の住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他（現場打ち） (告示番号 処理方式)		
※メーカー名、型式等も記載			
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他（ ）		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. その他特記すべき事項			
行政庁記入欄			
(注意) 1. 「市町村長・特定行政庁」については、不要なもの消すこと。 2. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。 3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員、建築用途別処理対象人員算定基準のただし書き適用の場合その旨を記入すること。また、窒素除去型、リン除去型、高度BOD処理型、低炭素型の別を記入すること。			

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 浄化槽設置に係る誓約書を添付すること
3 申請者の氏名・住所・生年月日等確認できる本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人登記書類、印鑑証明書等)の提示又は写しを添付すること。

令和 年 月 日

上山市長 山本 幸靖 様

(設置者)

住 所

氏 名 (自署名)

電話番号

浄化槽設置に係る誓約書

私が _____ に設置する
浄化槽に関し次のことを誓約します。

記

- 1 浄化槽の工事上の技術上の基準に従い適切に設置します。
- 2 浄化槽の使用準則に従い、適切に使用します。
- 3 浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い適切に実施します。
- 4 浄化槽の清掃の技術上の基準に従い適切に実施します。
- 5 浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査を受検します。
- 6 当該浄化槽に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決します。

(地下浸透設備等を有する場合)

- 7 地下浸透設備についても、維持管理を適切に実施します。
- 8 地下浸透設備の維持管理に起因して生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じた場合、速やかに改善します。

なお、浄化槽設置届出記載事項は、浄化槽法に関わる行政機関等で共有化される場合があることを認めます。

(注) 上記の「私が～に設置する」の～には、設置場所の地名地番を記入してください。

地下浸透設備がない場合は7・8の行を二重線で削除してください。

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者 _____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者 _____（以下「乙」という。）は、上山市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受ける浄化槽設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 上山市 _____

工事の期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上で放流水のBODが20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するところの別添図面及び仕様書に係る浄化槽

工事の請負金 金 _____ 円（消費税含む）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了するものとする。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項の規定に従い浄化槽設備士 _____ に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全額又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事の一時中止を求めることができる。この場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して決定するものとする。

2 前項による工事内容の変更、工事着手の延期又は工事の一時中止による損害は、乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲、乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、上山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金交付を受けるた

めに必要な書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 甲は、乙が工事を完了するまでは、乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第16条 乙は、次の各号に一に該当するときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づく工事着手の延期又は工事の一時中止が10日以上継続したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その結果この契約が履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第17条 乙の責に帰すべき事由により、引渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、当該引渡し日の翌日から引渡し完了の日までの遅滞日数に応じ、請負代金に年_____パーセントの割合で計算して得た額を違約金として乙に請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき請負代金を所定の期日までに支払わないときは、乙は、当該支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じ、請負代金のうち未払金に年_____パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として甲に請求することができる。

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

⑨

乙 住所

氏名

⑨

(浄化槽工事登録番号

又は届け出番号

)

浄化槽設置整備事業実績報告書

令和 年 月 日

上山市長 山本 幸靖 様

申請者 千
住 所
氏 名
電 話

— —

令和 年 月 日付け指令上下水第 号で交付決定を受けた上山市浄化槽設置整備事業が完了したので、上山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類 別紙のとおり

合併処理浄化槽設置工事精算書

上山市浄化槽設置整備事業補助金の交付決定を受けた上山市浄化槽設置整備事業について、下記の通り精算します。

令和 年 月 日

上山市長 山本 幸靖 様

精算する者 住所
氏名

補 助 金 の 額	金 円
補助金の交付決定を受けた日	令和 年 月 日
精 算 額	金 円 内訳は別紙のとおり

※精算額には、実際にかかった補助対象となる工事費を記入してください。

※合併浄化槽の納品書の写しを添付してください。

令和 年 月 日

上山市長 山本 幸靖 様

住所
 浄化槽管理者 氏名又は名称及び法人に
 あつては代表者の氏名
 郵便番号
 電話番号

浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

なお、本報告書記載事項は、浄化槽法に関わる行政機関等で共有化される場合があります。

設 置 場 所			
処 理 対 象 人 員		種類	
設置届出受理年月日	令和 年 月 日		
設置の届出をした者			
使用開始年月日	令和 年 月 日		
技術管理者の氏名			
浄化槽保守点検業者名		登録番号	第 号
浄化槽清掃業者名			

添付書類

技術管理者の資格を証する書類

※ 本報告書は使用開始の日から 30 日以内に提出する必要があります。

合併処理浄化槽工事施工監督チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	チェック
1 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローターの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。 令和 年 月 日		
担当浄化槽設備士氏名 (浄化槽設備士免状の交付番号		)

相手方登録申請書

上山市長様 相手方登録を下記のとおり申請します。

提出日 令和 年 月 日

適用開始日 令和 年 月 日

名 称	法人格	1 株式会社 2 有限会社 3 その他()												法人格位置	1 前 2 後	
	法人名 または 屋号 または 個人名	カナ													代表者印または個人印	
		漢字														
	支店・営業所名															
	役職・代表者名															

住 所	郵便番号	—																															
	都道府県	都・道・府・県										市区町村	区・市・町・村																				
	丁目											番地											方書										
	電話番号	—										—										FAX番号	—										

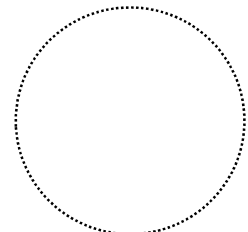
支払方法	1 口座振替 2 窓口払 3 納付書払									
------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 常 口 座	金融機関コード	—																														
	金融機関名	銀行・金庫・農協・信用組合										本店・本所・支店・支所・出張所																				
	預金種目	1 普通預金 2 当座預金										口座番号											←右づめで記入して下さい。									
	口座名義	カナ																														
漢字																																

工 事 前 払 金 用 口 座	金融機関コード	—																														
	金融機関名	銀行・金庫・農協・信用組合										本店・本所・支店・支所・出張所																				
	預金種目	1 普通預金 2 当座預金										口座番号											←右づめで記入して下さい。									
	口座名義	カナ																														
漢字																																

新 規	相手方番号																					
担 当 課 記 入 欄 (必 須)	①	相手方番号																				
		1 名称の変更 2 住所の変更 3 支払方法の変更																				
	②	4 通常口座の変更 5 前払金用口座の追加・変更																				
		③	業者登録 の有・無	有	注1:業者登録有の場合＝担当課→財政課→会計課																	
無	注2:業者登録無の場合＝担当課→会計課																					
担当課名		担当者名										電話(内線)番号										

受付印



財政課

会計課